

障がい者にとって不可欠な支援を受けられることが「利益」でしょうか。

秋野達彦さん あきの・たつひこ 弁護士

08年10月31日、障害者自立支援法の定める「応益負担制度」は、憲法が保障する個人の尊厳や生存権を侵害し、法の下の平等に反するものだととして、全国の障がい者ら30人が東京、大阪など8つの地方裁判所に提訴した。

「この法律は、障がい者やその家族や支援者が長年にわたって一歩一歩、築いてきた障がい福祉制度を根底から覆すもので、世界的な理念として確立している『ノーマライゼーション』の理念、つまり障がい者を排除している社会こそが問題で、障がい者ではなく社会のほうで正常化の努力をしなければならぬ」という考え方に逆行する法律です」

こう話すのは、弁護士の秋野達彦さん。原告側弁護団のメンバーの1人だ。「応益負担制度とは、目が見えない人が外へ出かける時にヘルパーの行動支援を受けたり、耳が聞こえない人が手話通訳してもらったり、身体に障がいがある人が入浴や排泄のサポートを受けるといった、障がい者が生きるために不可欠な支援を受けることを「利益」と見なして、本人にその利用料の1割を負担させる制度です」



秋野さんは、1975年生まれ。三多摩法律事務所所属。障害者自立支援法訴訟 全国弁護団のメンバーで、東京地裁に提訴した原告側代理人を務める。

従来は公費でまかなわれていた義足や車椅子、白杖などの受給についてもこの法律によってその1割が本人負担になった。障がいの重い人ほど必要な支援は多く、その1割の負担額も大きくなる。自己負担を懸念して、生きる

ために不可欠な支援の利用を抑制するという事態まで起きている。「不可欠な支援を受けることは本人の「利益」でしょうか。身近な例で考えてみると、たとえば、電車内での痴漢被害が後を絶たず、女性自身では対処できないという社会実態を前提に女性専用車両ができましたが、もし女性専用車両を利用することに特別なお金がかかるとしたら、みなさんは納得できるでしょうか。多くの方が「私のせいじゃないのに。痴漢から逃れるには女性専用車両に乗るしかないのに。なんで？」と思うのではないのでしょうか。グリーン車に乗って、柔らかいシートとゆつたりしたスペースで快適な移動を楽しむのであれば、そのサービスに対してお金を払うことは当然です。しかし、女性専用車両の利用は、痴漢被害に苦しむ女性に不可欠な支援ではあ

応益負担制度とは。

障害者自立支援法は、2005年10月31日に成立し、'06年4月1日から施行された。この法律が施行される前の「措置制度」や「支援費制度」では障がい者が不可欠な支援を受けるための利用料については、経済的な負担能力に応じた「応能負担」とされ、結果として約9割の障がい者が無料で支援を受けることができていた。

ところが、障害者自立支援法が成立し、応益負担制度が導入されたことによって、障がい者が支援を受けることが「利益」とされ、所得に応じた負担上限の定めはあるものの、原則として利用料の1割を負担させられることになった。

負担軽減策として'06年に「特別対策」、'07年に「緊急措置」が採られ、実際の負担額は暫定的に下がっているが、応益負担という考え方そのものは何ら変わっていない。

「応益負担制度とは、目が見えない人が外へ出かける時にヘルパーの行動支援を受けたり、耳が聞こえない人が手話通訳してもらったり、身体に障がいがある人が入浴や排泄のサポートを受けるといった、障がい者が生きるために不可欠な支援を受けることを「利益」と見なして、本人にその利用料の1割を負担させる制度です」

従来は公費でまかなわれていた義足や車椅子、白杖などの受給についてもこの法律によってその1割が本人負担になった。障がいの重い人ほど必要な支援は多く、その1割の負担額も大きくなる。自己負担を懸念して、生きる

ために不可欠な支援の利用を抑制するという事態まで起きている。「不可欠な支援を受けることは本人の「利益」でしょうか。身近な例で考えてみると、たとえば、電車内での痴漢被害が後を絶たず、女性自身では対処できないという社会実態を前提に女性専用車両ができましたが、もし女性専用車両を利用することに特別なお金がかかるとしたら、みなさんは納得できるでしょうか。多くの方が「私のせいじゃないのに。痴漢から逃れるには女性専用車両に乗るしかないのに。なんで？」と思うのではないのでしょうか。グリーン車に乗って、柔らかいシートとゆつたりしたスペースで快適な移動を楽しむのであれば、そのサービスに対してお金を払うことは当然です。しかし、女性専用車両の利用は、痴漢被害に苦しむ女性に不可欠な支援ではあ

「応益負担制度とは、目が見えない人が外へ出かける時にヘルパーの行動支援を受けたり、耳が聞こえない人が手話通訳してもらったり、身体に障がいがある人が入浴や排泄のサポートを受けるといった、障がい者が生きるために不可欠な支援を受けることを「利益」と見なして、本人にその利用料の1割を負担させる制度です」

従来は公費でまかなわれていた義足や車椅子、白杖などの受給についてもこの法律によってその1割が本人負担になった。障がいの重い人ほど必要な支援は多く、その1割の負担額も大きくなる。自己負担を懸念して、生きる

「応益負担制度とは、目が見えない人が外へ出かける時にヘルパーの行動支援を受けたり、耳が聞こえない人が手話通訳してもらったり、身体に障がいがある人が入浴や排泄のサポートを受けるといった、障がい者が生きるために不可欠な支援を受けることを「利益」と見なして、本人にその利用料の1割を負担させる制度です」

「応益負担制度とは、目が見えない人が外へ出かける時にヘルパーの行動支援を受けたり、耳が聞こえない人が手話通訳してもらったり、身体に障がいがある人が入浴や排泄のサポートを受けるといった、障がい者が生きるために不可欠な支援を受けることを「利益」と見なして、本人にその利用料の1割を負担させる制度です」

「応益負担制度とは、目が見えない人が外へ出かける時にヘルパーの行動支援を受けたり、耳が聞こえない人が手話通訳してもらったり、身体に障がいがある人が入浴や排泄のサポートを受けるといった、障がい者が生きるために不可欠な支援を受けることを「利益」と見なして、本人にその利用料の1割を負担させる制度です」

「応益負担制度とは、目が見えない人が外へ出かける時にヘルパーの行動支援を受けたり、耳が聞こえない人が手話通訳してもらったり、身体に障がいがある人が入浴や排泄のサポートを受けるといった、障がい者が生きるために不可欠な支援を受けることを「利益」と見なして、本人にその利用料の1割を負担させる制度です」